

随 時 監 理

令和 8 年度

仕 様 書

(随時監理用)

委託業務名：R 8 住宅 中島田町団地 徳・中島田 5 号棟屋根・外壁改修監理業務

徳島県県土整備部住宅課

仕様書（随時監理用）

1 総則

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、設計図書（図面、工事仕様書等（閲覧補足説明書及び同書に対する質問回答書を含む、以下同じ。）をいう。以下同じ。）、工事請負契約書及び関係法令の内容について熟知の上、工事現場の状況に精通し、工事が完全に施工されるよう公正な立場に立って、かつ責任をもって以下の監理業務を行うものとする。
- (2) 委託者（以下「甲」という。）は、対象工事の監督員業務のうち、本仕様書で定める業務について乙に委託する。
- (3) 乙は、本業務を履行するにあたり業務担当技術者を定めるものとする。また、乙は業務担当技術者のうちから監督員の業務を分担する者を定め甲に通知し、その承諾を得るものとする。
- (4) 乙は工事監理にあたり、設計、施工内容上疑義が生じた場合は、直に県の監督員（以下「県監督員」という。）に通知し、県監督員及び県が必要と認めて派遣する設計者と協議のうえ、適切に監理を行うものとする。
- (5) その他、この仕様書に定める業務の処理に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 R 8 住宅 中島田町団地 徳・中島田 5号棟屋根・外壁改修監理業務
- (2) 業務箇所 徳島市中島田町4丁目
- (3) 履行期間 契約書による。
- (4) 業務対象工事

本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、下記のとおりとする。

工 事 名	工 期	設計金額(千円)	備 考
R 8 住宅 中島田町団地 徳・中島田 5号棟屋根・外壁改修工事	契約締結日の翌日から 180 日間	50,501 千円	

3 業務内容

(1) 設計監理業務

- ア 設計意図を工事請負業者に正確に伝えるために必要な打合せ及び図面等の作成
- イ 設計図書に基づいて工事受注者が作成する各種施工図、模型、材料、仕上げ見本及び機器製作図の検討及び承諾
- ウ 設計変更が生じた場合の、県監督員等との協議並びに設計変更図書の作成及び工事費の積算
なお、変更設計書については、営繕積算システムR I B C 2データで提出すること。

(2) 現場監理業務

- ア 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事施工状況の検査及び工事材料の試験若しくは検査
- イ 契約の履行に関し、県監督員が工事受注者に対して行う指示、承諾又は協議についての事前の検討
- ウ 工事に関連する関係諸機関との協議
- エ 関連する2以上の工事における工程等の調整
- オ 県監督員と工事受注者及び関係機関等との連絡
- カ 工事の内容に変更等の必要があると認められた場合、その理由及び事項の報告
- キ 対象工事の竣工検査及び部分払い検査に対する協力
- ク 契約図書に基づき、工事受注者から県監督員に提出される書類等の整理
- ケ 工事に関する官公署への提出書類等の作成
- コ 定例会、県監督員及び関係者との協議等の議事録の作成
- サ 現場定例会議への参加と会議の進行に係る業務（管理技術者：1回/月、主任担当技術者：毎回）

4 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者は次のとおりとする。

(1) 管理技術者（1名以上）

管理技術者は、一級建築士の資格を有し、かつ対象工事全般についてその設計図書を掌握し、工事の施工監理について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

なお、実施設計業務（業務名：R4住宅 中島田町団地 徳・中島田 2号棟等外壁・屋根改修設計業務）の受注者と同一の者が受注した場合は、実施設計業務の管理技術者と異なる者を本業務の管理技術者として配置すること。

(2) 主任担当技術者（建築担当技術者 1名以上 ただし、上記（1）以外の者とする）

主任担当技術者は、工事について、その設計意図を十分に理解し、設計内容に精通すると共に、工事の施工監理について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後5年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。

5 業務の処理要領

(1) 甲は県監督員を定め乙に通知する。

(2) 甲は対象工事について、工事請負契約の締結又は変更を行った場合、若しくは工事受注者に対して、この業務に関する内容の指示を与えたときは、遅滞なく乙にその内容を通知するものとする。

なお、工事受注者に対する設計変更指示は、甲のみが行い、乙が行うことはできない。

(3) 乙は、業務の経緯及び履行状況が確認できるように、必要な図書及び記録を整理し、県監督員の指示により直ちに提出するものとする。

(4) 乙は、業務を処理した場合は、その都度、その概要を文書により県監督員に報告するものとする。

(5) 乙の担当職員と県監督員の上記以外の処理業務については、別表「工事監理業務一覧表」によるものと

する。また、当該業務の処理方法は、別に定める「工事監理業務処理要領表」を参考にする。

なお、別表に定めのない事項については、甲乙協議のうえ実施するものとする。

(6) 乙は、甲に下記の書類を提出するものとする。

なお、様式については甲の指示によるものとする。

※休日等とは、土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日のことをいう。

ア 契約締結後 14 日（休日等を除く）以内

- ・業務計画書

イ 各月末(翌月の 10 日までに提出)

- ・工事監理状況報告書

ウ 部分引渡し時

- ・委託業務部分引渡しに係る検査請求書
- ・工事進行写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿

エ 完了時

- ・委託業務完了検査請求書
- ・工事竣工及び完了写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿

オ 随時

- ・別表「工事監理業務一覧表」で定められた報告書類
- ・議事録
- ・その他必要な書類

6 貸与品

(1) 対象工事の設計図書に定められた監督員事務所及びその備品のうち、県監督員の指定するものは、この業務に関し無償で使用する事ができる。これらの貸与品は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(2) この業務を行うにあたり必要な業務資料は、発注者から貸与又は閲覧することができる。貸与されたものは業務完了時に、速やかに返却するものとする。

(3) 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務担当者に記載される者及び再委託先以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(4) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

(5) 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。

(6) 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

(7) 受注者は、当該業務の遂行において発注者から貸与された情報その他知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これをすみやかに発注者に報告するものとする。

7 その他

- (1) 年度末及び部分引渡し時には、工事の出来高に応じ、各年度の契約額の範囲内で部分引渡しに係る業務委託料の支払いをすることができる。
- (2) 追加設計変更が生じた場合は、営繕課が定める監理委託料変更算定基準により委託料の変更を行う。
ただし、設計に契約不適合がある場合は除く。（契約不適合がある場合は当初設計受託者が設計変更を行う）
- (3) 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

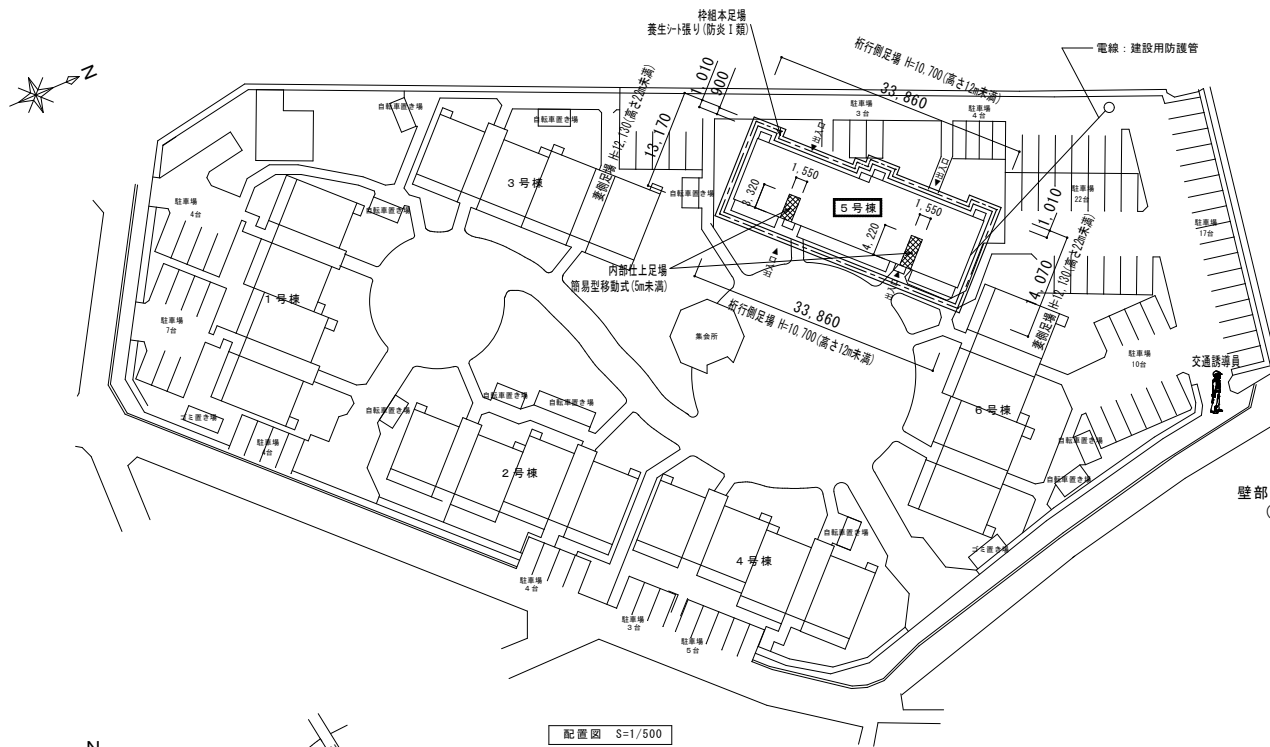
別 表

工 事 監 理 業 務 一 覧 表

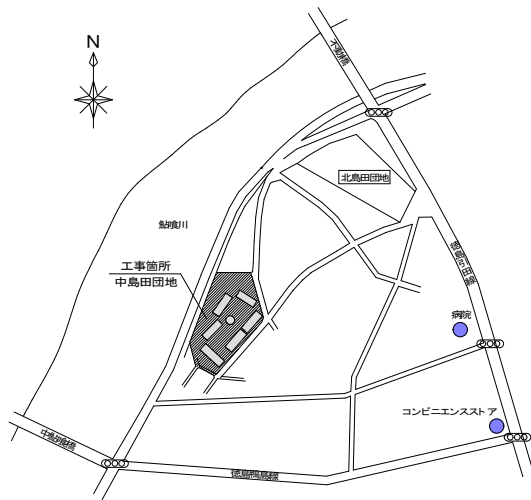
処 理 区 分 業 務 事 項	業 務 担 当 技 術 者								県 監 督 員					備 考
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	処 理	
1 書類関係														
工 事 工 程 表											○		○	工程段階支払率表による 県へ直接
現場代理人及び主任技 術者等選任(変更)通知書											○		○	県へ直接
施 工 管 理 技 術 者				○				○			○			
技 術 者 台 帳											○		○	県へ直接
電 気 保 安 技 術 者				○				○			△			
工事用電力設備保安責任者				○				○			△			
技 能 資 格 者 証 明				○				○			△			
技能士チェックシート				○				○			△			
施 工 体 系 図				○			△	○			○		△	
施 工 体 制 台 帳				○			△	○			○		△	
再 下 請 負 通 知 書				○			△	○			○		△	
工事実績情報サービス (CORINS)											○		○	県へ直接
工事部分払検査請求書				○				○			○		○	
工 事 施 工 報 告 書				○				○			○		○	
工事報告(進達質疑)書								○			○		○	
火 災 保 険 等				○				○			○		○	火災保険、建設工事
事 故 報 告 書				○			○	○			○		○	
工事中止・解除通知	○						○	○	△		○		○	
設計変更箇所確認書				○				○			○		○	
材 料 品 検 収 願				○			△	○			○			出荷証明等
工事竣工検査請求書				○				○			○		○	
完成図・工事写真 そ の 他				○				○			○		○	保全に関する資料

業 務 事 項	処 理 区 分	業 務 担 当 技 術 者							県 監 督 員					備 考
		立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	
2 準 備														
工 事 予 定 表					○				○		○			
実 施 工 程 表			△	○					○		○			
総 合 施 工 計 画 書			△	○					○		○			
施 工 見 本		△		○	○				○	△	○			
仕上材、(色)の決定		○		○	○				○	△	○			
施 工 図			△	○					○		△			
工 種 別 施 工 計 画 書			△	○					○		○			
3 材 料														
配 合 計 画 書			△	○					○		○			
機 器 製 作 図 (機 材 承 認 図)			△	○					○		○			
同 等 品 使 用 願					○			○	○			○		○
材 料 品 検 収 願			△	○		○			○		○			
材料・製品検査(試験) 工 場 検 査		△	△		○	△			○	△		△	△	
4 安 全 関 係														
支 障 物 件 確 認 書		○			○				○	△		○		支 障 物 件 確 認 書
		県監督員の確認後の工事着手とする。												
仮 囲 い 等		○			○				○	△		△		安全再確認シート
墜落防止チェックシート					○				○			△		
足 場		○			○				○	△		○		足場チェックリスト
		県監督員の確認後の足場使用開始とする。												
5 施 工														
敷 地 調 査		○			○				○	△		△		
一工程の施工の確認		○	△	○	○	○			○	△	○	△	△	1 工程毎
工 法 提 案							○		○			○		
文 化 財 発 見		○			○				○	△		△		

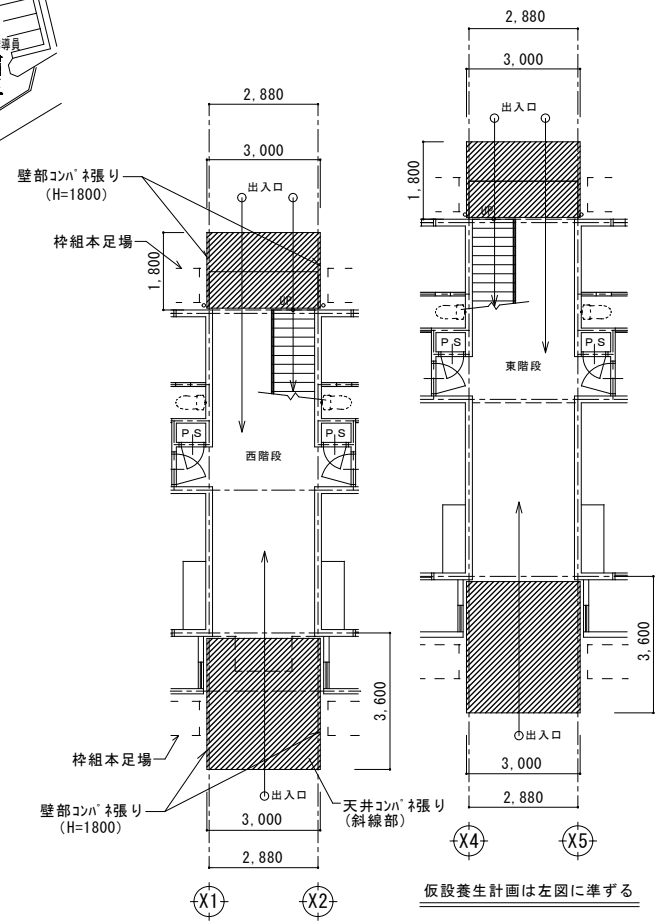
処 理 区 分 業 務 事 項	業務担当技術者								県 監 督 員					備 考
	立会	指示	承諾	確認	検査	協議	調査	報告	立会	同意	確認	検査	処理	
各種試験立会	○		○	○	○			○	△		△			
各種現場対応	○		○	○	○	○		○	△		△			
防水改修工事	○	△	○	○	○			○	△	○	△			
屋根改修工事	○	△	○	○	○			○	△	○	△			
外壁改修工事	○	△	○	○	○			○	△	○	△			
塗装改修工事	○	△	○	○	○			○	△	○	△			
雑工	○	△	○	○	○			○	△	○	△			
撤去工事	○	△	○	○	○			○	△	○	△			
機器搬入取付			○		△			○		△	△			
各工事区分間の調整			○	○			○	○		○			○	
施設管理者と各工事との調整			○	○			○	○		○			○	
埋設物等の重要な施工	△		○	○	○			○	△	○	△			
設備機能試験 (検査・調整を含む)	○				○			○	△		△			
各種測定結果表				○				○			△			
公害関係	○		○					○		○			○	
部分払検査 中間検査	○				○			○	○			○	○	
竣工検査	○				○			○	○			○	○	
手直し検査	○			○	○			○	○		○	○	○	



配置図 S=1/500



付近見取図



仮設養生計画は左図に準ずる

居住者出入口仮設養生計画図 S=1/100

徳島県土整備部住宅課

●工事名 R8住宅 中島町団地 徳・中島田
5号棟屋根・外壁改修工事

●図面名 配置図・付近見取図

●図面番号 A-01
●縮尺 A2: 1/500
A3: 1/704



株式会社 補償実務
一級建築士 清水 俊彦
(大臣登録) 第198800号



クラック補修リスト(1.0mm以上)			
記号	長さ(m)	記号	長さ(m)
⑧	0.40		
		計	0.40

爆裂(浅い穴損30mm以下)			
記号	W×H(m)	面積(m ²)	
⑨	0.4×0.1	0.04	
		合計面積	0.04

記号	損傷状況	工法
⑩	クラック(0.2mm以上1.0mm以下)	自動式低圧注*セメント樹脂注入工法
⑪	クラック(1.0mmを超える)	Uカットシール充填工法
⑫	爆裂(鉄筋露出部) 浅い穴損30mm超	充填工法(エポキシ樹脂モルタル)
⑬	爆裂(鉄筋露出部) 浅い穴損30mm以下	充填工法(ポリマーセメントモルタル)
⑭	モルタル部浮き	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

※事前調査: 目視や打診による確認作業、マスキング、計測、図面記入等工事に先立ち調査のこと。

クラック補修リスト(0.2mm以上1.0mm以下)					
記号	長さ(m)	記号	長さ(m)	記号	長さ(m)
⑩	0.65	⑬	0.65	⑭	0.45
⑪	0.30	⑮	0.65	⑯	0.30
⑫	0.65	⑰	0.30	⑱	0.30
⑬	0.65	⑲	0.65	⑳	0.75
⑭	0.30	㉑	0.85	㉒	0.70
⑮	0.55	㉓	1.15	㉔	0.80
		計	12.75		

記号	部位	改修前仕様
(A)	外壁・手摺壁	コンクリート打放し裏装処理の上アクリル系リシン吹付
(B)	庇	防水モルタル金コネの上アクリルリシン吹付
(C)	玄関前天井	フレキシブルボード t=4.0mm(目通し)VE塗
(D)	雨板	石綿スレート板 t=5.0mm アルミ枠
(E)	鋼製建具	SOP塗
(F)	換気フード/設備壁	SOP塗
(G)	手摺/樋/通気管/換気パイプ	SOP塗、VE塗
(H)	スチール手摺	SOP塗 鍍金
(I)	屋根	厚形スレート瓦
(J)	防鳥ネット	ナイロン製/吹抜部金網
(K)	B/Sアンテナ	取外し、再設置
(L)	窓枠	スラブ手摺塗
(M)	目隠しルーバー	W1500×H1200
(N)	集合郵便受	W1300×H500
(O)	掲示板	W 900×H600

記号	部位	改修後仕様
(A)	外壁・手摺壁	サンダー工法の上、下地面補修、防水形複層塗材E吹付
(B)	庇	
(C)	玄関前天井	DP塗り(下地調整共)
(D)	雨板	既存枠をDP塗りの上、付いたシウム板に張替
(E)	鋼製建具	DP塗り(下地調整、錆止め塗料塗り共)
(F)	換気フード/設備壁	DP塗り(下地調整、錆止め塗料塗り共)
(G)	手摺/樋/通気管/換気パイプ	DP塗り(下地調整共)
(H)	スチール手摺	アルミ手摺 新設
(I)	屋根	高圧水洗浄の上、DP塗り(下地調整共) 破損部は葺替え、補修を行う 破損率は、屋根面積の10%を見込んで
(J)	防鳥ネット	取外し、再設置
(K)	B/Sアンテナ	取外し、足場に設置・再度元の場所に取付
(L)	窓枠	取外し、足場に設置・再度元の場所に取付
(M)	目隠しルーバー	取外し、再設置
(N)	集合郵便受	取外し、仮設コンパネに設置・工事完了後、再度元の場所に取付
(O)	掲示板	取外し、仮設コンパネに設置・工事完了後、再度元の場所に取付

- 外部シーリング打ち直し
外部建具周り・外壁目地・換気パイプ周り・換気フード周り・手摺取合部・その他金物取合部等)
- 軒天コンクリート打放し部・階段、廊下、ベランダの床面は高圧水洗浄の上、適宜補修
- バルコニー床置きAC窓外壁：取外しはせず養生とする
- 廊下壁にある自火報BOX：取外しはせず養生とする
- 廊下天井にある照明器具：取外しはせず養生とする

徳島県土整備部住宅課	●工事名 R8住宅 中島町町田 徳・中島田 5号棟屋根・外壁改修工事	●図面番号 A-06	株式会社 補償実務 一級建築士 清水 俊彦 (大臣登録)第198800号
	●図面名 北・西立面図	●縮尺 A2: 1/100 A3: 1/141	